

かがわで就活！応援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、香川県内企業の人材確保と県外在住大学生等の県内企業への就職を促進するため、県外在住大学生等が県内で就職活動等を行う際に、県外の住所地から県内の目的地までの移動に要した経費に対し、予算の範囲内で交付するかがわで就活！応援事業補助金に関し、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「県外大学生等」とは、香川県外の大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校等に在籍する学生であって、香川県外に在住する者をいう。
- （2）「県内企業」とは、香川県内に就業場所となる事業所等を開設している企業（県外に本社を置く企業を含む。）をいう。
- （3）「事業所等」とは、本社、支社、営業所、工場等であって、事業活動が行われている場所をいう。
- （4）「インターンシップ」とは、「自身の能力の見極め」や「評価材料の取得」を目的とした就業体験のことをいう。なお、「インターンシップ等」として記す場合は、特に就業体験の実施期間要件を定めないことをいう。
- （5）「就職活動」とは、香川県等が主催する合同就職面接会若しくは合同企業説明会若しくは企業見学会又は県内企業が実施するインターンシップ等に参加することをいう。
- （6）「ワクサポかがわ」とは、香川県が運営する就職支援サイトをいう
（ワクサポかがわURL：<https://www.wskagawa.jp/>）。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、「ワクサポかがわ」に登録し、かつ、次に掲げる県外大学生等とする。

- （1）香川県等が主催する合同就職面接会又は合同企業説明会及び企業見学会に参加する者。
- （2）「ワクサポかがわ」で募集する県内企業のインターンシップ等に参加する者。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、県外大学生等が、香川県内での就職活動のために、県外の住所地から県内の目的地までの間を経済的かつ合理的であると認められる経路で往復移動する際に要した経費（鉄道（グリーン料金を除く。）、高速バス、航空機又は船舶での移動に要した経費に限る。）とする。

なお、企業、大学等、地方自治体その他公的支援機関から同趣旨の補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を補助対象経費から除外する。

（補助金額）

第5条 補助金額は、補助対象経費のうち知事が必要と認めるもので実際に要した費用の額とし、1万円を上限とする。（1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。）

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、就職活動が終了した日から30日を経過する日又は就職活動が終了した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

（補助金の交付回数）

第7条 補助金の交付は、同一交付申請人につき、年度中1回までとする。

（補助金交付申請書の受付）

第8条 知事は、補助金交付申請書の受付を次に掲げる基準で行う。

- （1）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同法第2条第5項に規定する小規模企業者以外の企業が実施するインターンシップ等に参加する者からの申請の場合は、先着順（先着順によりがたい場合にあっては、抽選）により10人まで受け付けるものとする。
- （2）受け付けた補助金交付申請に係る補助金額の合計が予算額を超えると認められる場合は、予算額に達した日の翌日から交付申請の受付を停止するとともに、予算額に達した日に受け付けた交付申請は、抽選により先着順を定め予算額の範囲内で受け付けるものとする。

（交付決定及び額の確定）

第9条 知事は、第6条に規定する補助金交付申請書の内容が適当であると認めたときは、交付を決定するとともに交付すべき補助金額を確定し、その旨を交付申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）香川県補助金等交付規則及びこの要綱の規定に違反したとき
- （2）不正又は虚偽の申請により補助金の交付決定を受けたとき

附 則（平成30年3月26日制定）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日一部改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和３年３月１５日一部改正）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２３日一部改正）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年１２月２７日一部改正）

この要綱は、令和５年２月６日から施行する。

附 則（令和５年３月１５日一部改正）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年５月１０日一部改正）

この要綱は、令和５年６月１日から施行する。